

令和6年度（2024年度）

伊丹市立児童くらぶ

入所のご案内



伊丹市立児童くらぶに関するお問い合わせ先

教育委員会事務局 こども未来部 こども室 子育て支援課

電話：072-784-8079 FAX：072-780-3527

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所：2階

市ホームページ ⇒ 「伊丹市子育て支援課」で検索

※この案内は、令和5年8月31日現在の内容で作成しております。

掲載した内容の一部が変更される場合がありますので、ご了承ください。

目 次

1. 「伊丹市立児童クラブ」とは	
● 目的	P 1
● 入所対象児童	P 1
2. 児童クラブの概要	
● 入所定員	P 1
● 開所日及び開所時間	P 1
● 休所日	P 1
● 児童クラブ一覧表	P 2
3. 入所許可申請等の手続き	
● 新年度（令和6（2024）年4月）入所申請受付について	P 3
● 年度途中の入所受付について	P 3
● 延長保育について	P 4
● 入所後の各種届出（変更・休所・退所）について	P 4
4. 育成料	
● 育成料の納付	P 5
● 育成料・延長保育育成料の減免	P 6
5. 保育活動の概要	P 6
6. 実費負担（おやつ代等）	P 7
7. 臨時休所等となる場合	
● 暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報のいずれかが発令された場合	P 7
● 特別警報が発令された場合	P 8
● 地震が発生した場合	P 8
● 流行性感冒等による臨時休校、または学年・学級閉鎖となった場合	P 8
● 緊急時における対応	P 8
● 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の児童クラブ対応基準	P 8
8. コドモンシステム（アプリ）の登録について	P 10
9. その他	P 10
10. ご意見・ご要望	P 10

1. 「伊丹市立児童クラブ」とは

【目的】

児童クラブは、保護者の就労、疾病等の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けられない児童を保育することを目的としています。

【入所対象児童】

児童クラブに入所するには、次に掲げるすべての要件に該当することが必要です。

- (1) 市内に住所を有し、小学校等に在籍する児童であること。
 - (2) 保護者の就労、疾病等の理由により、月曜日から土曜日までの間に
週3日以上、かつ、午後3時以降まで、児童が家庭で適切な保育を受けられないこと。
- ※ 保護者が育児休業を取得中は、入所の対象になりません。

2. 児童クラブの概要

【入所定員】

40名～160名（P2「児童クラブ一覧表」参照）

※ 入所希望者が定員を超える場合は、児童の学年、保護者の就労状況、家庭の状況等を考慮して調整させていただきます（状況により待機していただく場合があります）。

【開所日及び開所時間】

- | | | |
|-----------------------|--------|---------|
| (1) 学校の平常授業期間 | 下校時 | ～17時00分 |
| (2) 学校の給食のない期間 | 下校時 | ～17時00分 |
| (3) 土曜日（学校行事等の予定日を除く） | 8時15分～ | 17時00分 |
| (4) 長期休業期間（春・夏・冬休み） | 8時15分～ | 17時00分 |
| (5) 学校行事等の代休日 | 8時15分～ | 17時00分 |

※ 午前8時15分より早く学校に到着しても、児童クラブは開所していません。児童が外で待機しなければならない状況になりますので、通所時間の配慮をお願いします。

- (6) その他（特別の理由がある日） そのつど開所時間を決定
- (7) 延長保育開所時間

月曜日～金曜日（土曜日を除く） 17時00分～19時00分

【休所日】

- (1) 日曜日 及び 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日～1月3日（年末年始休み）
- (3) 臨時休業日
（暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報・特別警報発令時・その他の災害時等）
- (4) その他、市長が必要と認めた時

【児童クラブ一覧表】

	名 称	設 置 場 所	定員	電話番号
1	伊丹市立伊丹児童クラブ	伊丹市船原1丁目1番1号	160	782-2542
2	伊丹市立稲野児童クラブ	伊丹市昆陽1丁目213番地	120	781-3894
3	伊丹市立南児童クラブ	伊丹市御願塚2丁目6番1号	160	782-6279
4	伊丹市立神津児童クラブ	伊丹市森本1丁目8番地の1	40	782-3209
5	伊丹市立緑丘児童クラブ	伊丹市高台2丁目14番地	80	782-3799
6	伊丹市立桜台児童クラブ	伊丹市中野西4丁目100番地	80	785-9983
7	伊丹市立天神川児童クラブ	伊丹市荒牧南3丁目17番12号	80	785-0167
8	伊丹市立笹原児童クラブ	伊丹市南野6丁目5番33号	120	785-0193
9	伊丹市立瑞穂児童クラブ	伊丹市瑞穂町3丁目50番地の1	80	782-0983
10	伊丹市立有岡児童クラブ	伊丹市伊丹7丁目1番1号	120	782-8994
11	伊丹市立花里児童クラブ	伊丹市寺本3丁目135番地	40	785-0249
12	伊丹市立昆陽里児童クラブ	伊丹市山田2丁目1番2号	60	779-4190
13	伊丹市立摂陽児童クラブ	伊丹市昆陽南2丁目1番55号	80	779-6146
14	伊丹市立鈴原児童クラブ	伊丹市御願塚6丁目3番1号	40	783-9583
15	伊丹市立荻野児童クラブ	伊丹市荻野2丁目11番地	80	783-9598
16	伊丹市立池尻児童クラブ	伊丹市池尻6丁目221番地	65	777-4127
17	伊丹市立鴻池児童クラブ	伊丹市鴻池4丁目4番5号	80	779-7782

※ 上記の電話番号は「児童クラブ直通」です。学校の職員室、事務室へは転送できません。

3. 入所許可申請等の手続き (夏休みのみの入所も同じです。)

「入所許可申請書」等は、各児童クラブ及び子育て支援課で配布します。

※ 市ホームページからもダウンロードが可能です。

入所希望日	令和6年4月からの入所を希望される方			
受付対象	現在児童クラブに入所している児童	新1年生及び現在伊丹市立児童クラブに入所していない児童	令和5年11月23日(木)以降に伊丹市に入してきた方	令和5年11月23日(木)以降に新たに児童クラブの入所要件を満たした方
受付期間	令和5年10月16日(月)～令和5年11月22日(水)		令和5年12月18日(月)～令和6年2月13日(火)	
郵送受付期間	令和5年10月16日(月)～令和5年11月15日(水) 消印有効 ※1		令和5年12月18日(月)～令和6年2月5日(月) 消印有効 ※2	
受付場所	各児童クラブ	伊丹市役所 子育て支援課 (市役所：2階) 【月曜日～金曜日】9時00分～17時30分 ※ 土曜日・日曜日・祝日は、受付ません。		

【郵送による提出の注意事項】

※1 11月16日以降の消印は、5月入所として取り扱います。

※2 2月6日以降の消印は、5月入所として取り扱います。

入所希望日	夏休み期間のみ(7月～8月)の入所を希望される方	年度途中からの入所を希望される方
受付対象	全学年児童	
受付期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)	入所前々月の月末 (土・日曜日・祝日の場合は、翌開庁日)
郵送受付期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月25日(土)消印有効	入所前々月の25日消印有効 ※3
受付場所	伊丹市役所 子育て支援課 (市役所：2階) 【月曜日～金曜日】9時00分～17時30分 ※ 土曜日・日曜日・祝日は、受付ません。	

【注意】 ※3 26日以降の消印は、次月(5月入所希望の場合、3月26日以降の消印は6月)の入所になりますのでご注意ください。

年度途中から入所スケジュール一覧表

入所希望月	窓口受付締切	郵送受付締切（消印有効）
5月入所	令和6年4月1日（月）	令和6年3月25日（月）
6月入所	令和6年4月30日（火）	令和6年4月25日（木）
7月・8月入所	令和6年5月31日（金）	令和6年5月25日（土）
9月入所	令和6年7月31日（水）	令和6年7月25日（木）
10月入所	令和6年9月2日（月）	令和6年8月25日（日）
11月入所	令和6年9月30日（月）	令和6年9月25日（水）
12月入所	令和6年10月31日（木）	令和6年10月25日（金）
1月入所	令和6年12月2日（月）	令和6年11月25日（月）
2月入所	令和6年12月27日（金）	令和6年12月25日（水）
3月入所	令和7年1月31日（金）	令和7年1月25日（土）

※ 郵送受付による入所申請書類に不備があった場合、窓口受付締切日までに修正、再提出できないと、次月入所になりますので、ご注意ください。

延長保育について

【対象児童】

- ① 児童クラブに入所する児童で、保護者の就労等の理由により午後5時（終業時間及び通勤時間を含む）以降も保護者の就労、傷病等により家庭において適切な保育を受けられないと認められる児童であること。
※ 「入所許可申請書」及び「就労証明書」の記載内容と齟齬のないようお願いします。
- ② 延長保育が終了する午後7時まで、保護者または保護者の代理人（高校生以上）による「お迎え」が可能であること。

【延長保育を利用する児童の帰宅方法】

保護者または保護者の代理人（高校生以上）の「お迎え」が必要です。

※ 午後7時まで保護者または保護者の代理人（高校生以上）の「お迎え」ができない場合、遅延届を提出していただきます。2回以上遅延されると延長保育の利用許可を取り消す場合があります。

入所後の各種届出（変更・休所・退所）について

各児童クラブに備え付けています。

※ 受付場所：各児童クラブ 又は 子育て支援課（市役所2階）

事由	提出書類	内容	期限
入所許可申請書の記載事項に変更があった場合	変更届出書	例：住所変更、勤務先変更、産前(6週)・産後(8週)等 ※ 勤務先変更の場合、「就労証明書」の添付が必要。	変更が分かり次第速やかに
児童の病気等の理由により、児童を1か月以上休所する場合	休所申請書	延長保育を利用している場合は、「延長保育中止届」も併せてご提出ください。	休所する月の前月末
児童を退所させる場合	退所届出書	「退所届出書」の提出は、退所する月の月末までにご提出ください。 ※ 月末までに退所届出書が、ご提出がない場合は、1か月分の育成料が発生しますのでご注意ください。	退所する月の月末
延長保育を中止させる場合	延長保育中止届	「延長保育中止届」の提出は、延長保育を中止する月の月末までにご提出ください。 ※ 月末までに提出がない場合は、1か月分の延長保育の育成料が発生しますのでご注意ください。	中止する月の前月末

4. 育成料

※ 育成料は1か月単位。月途中の退所の場合でも1か月分の育成料がかかります。

【育成料の納付】

○ 育成料は、月額8,000円です。

※ 届出口座から毎月26日（振替日が休業日のときは翌営業日）に振替します。

○ 延長保育育成料は、月額3,000円です。（午後5時～午後7時まで）

※ 通常の育成料に加えて、届出口座より振替します。

・月に一度も利用されない場合でも、育成料・延長保育育成料は全額納入となります。

※ 日割り計算は行いません。

・納入期限までに育成料の納付がなかった場合、督促状を発行します。

※ 督促状1通につき手数料80円が加算され、納付が遅れると延滞金が発生します。

・育成料の未納が2か月分滞納した場合・3回以上銀行口座から引き落としができない場合は、退所となります。またその年の児童くらすぶの利用はできませんのでご注意ください。

※ 育成料の未納がある場合、翌年度以降の入所について保留する場合があります。

※ 令和5年1月1日現在、伊丹市に住民票がない方は、「令和5年度市民税・県民税課税証明書」を提出してください。

【育成料・延長保育育成料の減免】

次の事項に該当する場合は、該当事項に応じて育成料が減免されます。

所得による減免

(1) 全額免除される場合

- ① 生活保護法の規定による生活保護を受けている保護者と同一世帯内にある児童

添付資料：「生活保護受給証明書」

- ② 入所する前年度分の市民税所得割(★)が非課税である保護者と同一世帯内にある児童

添付資料：「令和5年度市民税・県民税課税証明書」

※ 令和5年1月1日現在、伊丹市に住民票がある人は提出不要です。

(2) 2分の1に減額される場合

入所する前年度分の市民税所得割(★)が20,100円以下となる保護者と同一世帯内にある児童

添付資料：「令和5年度市民税・県民税課税証明書」

※ 令和5年1月1日現在、伊丹市に住民票がある人は提出不要です。

★ 平成22年度税制改正で個人住民税扶養控除の一部が廃止された影響を考慮して、育成料減免の計算時には、これらの控除があったものとみなして判定を行います。

★ 減免計算時の市民税所得割額 = 課税証明上の市民税所得割額

-(@19,800円×16歳未満の扶養親族人数) - (@7,200円×16歳以上19歳未満の扶養親族人数)

※ 世帯で2人以上に所得があるときは、各々の特定控除後課税所得割額を算出後合計した額で判定します。

きょうだい減免

同一世帯内において2人以上の児童を入所させている場合、一番下の児童以外の育成料を2分の1に減額します。(※所得による減免が2分の1減額の場合はその2分の1)

休所による減免

各月の始業日前に児童の休所を許可された場合、児童の育成料は、全額免除になります。

なお、延長保育を利用している人は、「延長保育中止届」も併せてご提出ください。

5. 保育活動の概要

主な活動は次のとおりです。

児童くらぶ室へ入室 → 自主学習(宿題等) → 遊び(集団・個人) → おやつ
→ 清掃 → 終わりの会(連絡等) → 帰宅

※ 延長保育(P4)については、午後7時まで室内遊び等を行います。

6. 実費負担(おやつ代等)

伊丹市立児童クラブでは、子どもにとって放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、「おやつ(補食)」を提供しています。育成料とは別に、おやつ代(月額2,000円以内)が必要です。また、校外行事等の事業を実施する場合は、実費(交通費等)が必要になる場合もあります。

※ おやつ代の金額は、各児童クラブで、保護者との話し合いにより決定しています。

※ 減免措置はありません。

7. 臨時休所等となる場合

(1) 暴風警報・大雨警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報のいずれかが発令された場合

① 登校前

- 午前7時までに警報が発令されている場合は、自宅待機です。
- 午前9時までに警報が解除された場合は、弁当持参で登所してください。
- 午前9時までに警報が解除されない場合は、臨時休所です。

② 登校後

児童が登校後に、伊丹市に「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」のいずれかが発令された場合は「臨時休所」とします。児童の下校方法につきましては、以下のとおりです。

- 警報発令時点で、児童が在校中の場合
⇒ 学校の指示に従い、児童クラブに登所していない児童と一緒に一斉下校します。
- 警報発令時点で、児童クラブに登所している場合
⇒ 事前に保護者が選択された方法(「お迎え」又は「コース別下校」)で帰宅します。

【例】1・2年生が児童クラブに登所後、「暴風警報」・「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」のいずれかが発令され、児童クラブに登所前の3年生以上が一斉下校となった。
⇒ 1・2年生の児童は、保護者が選択された方法(「お迎え」又は「コース別下校」)で帰宅、3年生以上は一斉下校となります。

※ その他気象状況により、臨時休所及びお迎えの依頼を行う場合があります。

※ 帰宅方法は、児童へも説明して下さい。また、必要に応じて「自宅の鍵」を持たせるなど各ご家庭で検討して下さい。

(2) 特別警報が発令された場合

- ① 伊丹市に「特別警報」が発令された場合は、「臨時休所」です。
- ② 児童くらすの開所中に「特別警報」が発令された場合は、児童くらすから保護者に連絡し、児童全員「お迎え」の依頼を行います。

(3) 地震が発生した場合

- ① 伊丹市に「震度5弱以上」の地震が発生し、学校が臨時休校となる場合は、児童くらすも「臨時休所」です。
- ③ 学校の休業日の場合、登所以前に伊丹市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は「臨時休所」です。
- ③ 児童くらすの開所中に地震が発生した場合は、安全な場所に避難させ、保護・監督にあたります。その後、状況により児童くらすから保護者に連絡し、児童全員「お迎え」の依頼を行います。

(4) 流行性感冒等による臨時休校、または学年・学級閉鎖となった場合

- ① 学校が臨時休校（全校）の場合は、児童くらすおも、閉鎖が決定した日から休所です。
- ② 学年閉鎖の場合は、当該学年の児童は、閉鎖が決定した日から休所です。
- ③ 学級閉鎖の場合は、当該学級の児童は、閉鎖が決定した日から休所です。

(5) 緊急時における対応

- ① 児童くらすが開所されていない在校中に、事件発生のため一斉下校となった場合は、児童くらすは「臨時休所」です。学校の指示に従い下校します。
- ② 児童くらすの開所中に事件発生のため一斉帰宅となった場合は、すでに児童くらすに登所している児童は、児童くらすから保護者に連絡し、児童全員「お迎え」です。なお、登所していない児童は、学校の指示に従い下校します。

【例】 1・2年生が児童くらすに登所後事件が発生し、3年生以上が一斉下校となった。

⇒ 1・2年生の児童は児童くらすから保護者に連絡して「お迎え」、3年生以上は一斉下校となります。

(6) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の児童くらす対応基準

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなりました。これに伴い、5類感染症への移行後の児童くらすにおける新型コロナウイルス感染症の対応を以下のとおりとしています。

【欠席の基準】

新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園の対応基準の「出席停止」の場合は、児童くらの利用はできません。出席停止の対象と期間は次の表の通りです。

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された園児児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、*症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
*「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から五日を経過するまでを基準とします。

- 「発症した後五日」「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該園児児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します（乳幼児を除く）。児童くらぶでは、園児児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- 学校保健安全法施行規則第19条第2号のただし書きの規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されません。

【休所の基準】

(ア)学校が臨時休校（全校）の場合は児童くらぶも休所です。

(イ)学年閉鎖の場合は、当該学年の児童は休所です。

(ウ)学級閉鎖の場合は、当該学級の児童は休所です。

(エ)児童くらぶ室で感染が広がっている可能性が高い場合、臨時休所を実施します。

児童くらぶで感染者が発生した場合に、児童くらぶの臨時休所を行う必要性については学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に定められている感染症（インフルエンザや流行性耳下腺炎等）と同様に、期間や範囲を決定します。

- 児童くらぶが開所されていない時間帯に、小学校の臨時休校（全校）、学年閉鎖、学級閉鎖が決定された場合は、学校の指示に従い当該児童（学年閉鎖の場合は当該学年、学級閉鎖の場合は当該学級の児童）は帰宅し、児童くらぶには登所できません。
- 児童くらぶ開所時間帯に小学校の臨時休校（全校）、学年閉鎖、学級閉鎖が決定された場合には、すでに登所している児童については、「お迎え」または「コース別下校」となります。登所していない児童については、学校の指示に従い下校します。

8. コドモンシステム（アプリ）の登録について（※登録をお願いします）

伊丹市児童クラブでは、「コドモン（C o D M O N）」システムを導入し、アプリ上で児童の出欠連絡などを実施しています。保護者の皆様には、お手持ちのスマートフォン等にコドモンアプリをダウンロードして頂きますようお願いいたします。

入所許可通知書に同封しています、コドモンシステムのID とパスワードを入力していただき、ご利用ください。

各児童クラブからの配信や警報発令時等の臨時休所情報等を配信いたしますので、コドモンのご登録をよろしくをお願いします。

9. その他

【予め承諾いただきたいこと】

(1) 入所決定後、「昼間家庭において保護者の適切な保育を受けられない」状況を確認するため、年度途中に、保護者の自宅又は勤務先に電話等で実態調査を行う場合があります。

※ 入所申請書等の記載について偽りがある場合は、「退所」となります。

(2) 保護者の勤務休暇日は、児童クラブの利用はできません。児童と一緒に過ごして下さい。

(3) 児童クラブから帰宅する際は、寄り道せず自宅に帰るようご家庭でもご指導下さい。

(4) やむを得ず定期的に早退する場合や自宅以外（保護者の勤務先・祖父母宅等）に寄る場合等は、事前に各児童クラブの児童支援員に申し出て、調整して下さい。

(5) 特別支援学級に在籍または障がいによる各種手帳の交付を受けている児童については、保護者の送迎が必要です。事前に面談を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

【傷害保険への加入】

児童クラブ活動中における事故については、通院1日1,200円、入院1日1,800円の傷害保険に加入しています（支払われる保険金は、診療に伴う経費ではありません）。

伊丹市PTA連合会においても任意加入の保障制度を推奨しておりますので、ご加入をご検討ください。

10. ご意見・ご要望

伊丹市立児童クラブに関するご意見等について

伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 こども室子育て支援課 電話：072-784-8079

(「市民の声」意見・質問など)

伊丹市では、ホームページ上でも皆様からのご意見等をお受けしております。

[伊丹市「市民の声」システム]の入力フォームに、「氏名」、「住所」及び「返信先電子メールアドレス」などを入力して投稿してください。

MEMO